

土壌医の会等の活動に対する助成要綱

令和4年8月
改正 令和7年6月
土壌医の会全国協議会

1. 目的

土壌医の会全国協議会(以下、全国協議会)は、地域土壌医の会及び事業体土壌医の会および全国協議会正会員が実施する土づくり講習や土づくりに関する相談会、土壌医検定講習の開催など、土づくりおよび土づくりの普及に関わる会員外への働きかけを支援することを目的に、助成事業を実施する。

2. 事業内容

助成対象の事業内容は次のとおりとする。

- ①農業高校等において実施される土壌医検定試験受験対策講習会への講師派遣事業
- ②地域土壌医の会が正会員以外を主な対象として土づくり普及のために行う研修会の開催事業
- ③土壌医の会の正会員以外の方を主な対象とした pH 等測定・診断相談会の開催事業
- ④地域土壌医の会が土づくり普及のため農業法人、農業協同組合、市町村等農業関係機関に対し土壌医検定試験のパンフレット、地域土壌医の会の活動概要等の資料を配布し、土づくりの重要性とその推進の PR を行う事業
- ⑤地域土壌医の会における事業計画推進事業
- ⑥その他、全国協議会の幹事会において必要と認めた事業

3. 事業の実施方法

- (1) 全国協議会は本要綱に基づき手続き等を内容とする要領(以下、要領)を全国協議会のホームページ上に公表する。
- (2) 上記『2. 事業内容』に掲げる①～④の事業については、全国協議会が毎年度、土壌医の会や全国協議会の正会員に対し公募を行う。

4. 申請

- (1) 事業の実施を希望する土壌医の会や全国協議会の正会員は、事業の種類に応じ要領に定める申請を全国協議会事務局に対し行う。
- (2) 上記『2. 事業内容』に記載の①②③④の事業については、公募事業として要領に記載の助成対象、助成限度額等に基づき所定の様式に従い申請する。
- (3) 上記『2. 事業内容』に記載の⑤の事業については、要領に示す書面提出によって申請されたものと見做す。

5. 審査と結果の発表

- (1) 公募事業(『2. 事業内容』に記載の①②③④の事業)については、審査委員会にて申請内容の審査を行う。審査委員会の構成メンバーは全国協議会会長、副会長、研鑽部会長、調査研究部会長、土づくり普及部会長と土壌協会代表とする。
- (2) 審査の結果は、申請者に連絡する。

6. 事務局

全国協議会事務局は土壌協会内におく。

7. その他

この改正要綱は令和7年6月1日から施行する